

広島県障害者施策推進協議会条例

昭和四十七年三月二十三日条例第二十四号

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第三十六条第三項の規定に基づき、広島県障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 協議会は、委員二十一人以内で組織する。

2 委員は、関係行政機関の職員、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、知事が任命する。

(任期)

第三条 学識経験のある者、障害者及び障害者福祉に関する事業に従事する者のうちから委嘱された委員の任期は二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 協議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第五条 協議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

(雑則)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四七年三月二三日条例第二九号抄）

(施行期日)

1 この条例は、昭和四十七年四月一日から施行する。

附 則（昭和五〇年三月一三日条例第一五号）

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五三年一二月二〇日条例第四一号）

この条例は、昭和五十四年一月一日から施行する。

附 則（平成四年三月三〇日条例第一七号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成四年四月一日から施行する。（後略）

附 則（平成六年三月二九日条例第六号）

この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成六年六月規則第五九号で、同六年六月一日から施行）

附 則（平成一六年一〇月一二日条例第四四号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十号）附則第一条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。（政令で定める日＝平成一七年四月一八日）

附 則（平成二〇年三月二五日条例第六号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年一〇月一二日条例第四一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年三月二三日条例第二五号）

この条例は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成二四年六月規則第六二号で、同二四年六月二一日から施行）